

# 「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務（以下「本業務」という。）において、公募型コンペ方式において、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務

### (2) 業務内容

別添「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期限

令和9年3月15日（月）

### (4) 業務上限額

上限額：4,340,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 参加資格要件

本業務への企画提案を行う者（以下「企画提案者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、一提案者が複数の企画提案をすることはできない。

### (1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者

イ 鹿児島県税を滞納している者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続きを行っている者

エ 企画提案参加申込書提出時点で鹿児島県の指名停止の措置を受けている者

オ 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の規定に該当する者

### (2) 鹿児島県の役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格（広告業

務)を有すると決定された者であって、当該資格を企画提案への参加申込の提出期限の時点で有するものであること。

または、過去3年以内に鹿児島県内において同種の取組を含むプロモーション業務実績があること。(この場合、実績確認のため、可能な範囲で当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること。)

- (3) 農業関係のプロモーションに関与した経験を有する事業責任者を配置できること。
- (4) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

#### 4 スケジュール(予定)

| 内 容                 | 日 時                           |
|---------------------|-------------------------------|
| 企画提案募集開始            | 令和8年7月10日(金)                  |
| 企画提案書等の作成に関する質問受付期限 | 令和8年7月23日(木)                  |
| 企画提案への参加申込期限        |                               |
| 企画提案への参加資格通知        | 令和8年7月24日(金)                  |
| 企画提案書等の作成に関する質問への回答 |                               |
| 企画提案書等の提出期限         | 令和8年7月30日(木)                  |
| 企画提案書等の選考審査会        | 令和8年7月31日(金)<br>～8月6日(木)の間で実施 |
| 選定結果の通知             | 選考終了後、速やかに実施                  |

#### 5 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

本業務の企画提案書等の作成に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 受付期間

公募開始日から令和8年7月23日(木)午後5時まで

##### (2) 提出方法

ア 質問票(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記「11 書類等の提出先」のE-mailアドレス宛てに送信することとする。なお、電子メールを送信する場合、件名を「あいら和牛認知度向上プロモーション業務に関する質問」とすること。

ウ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。

### (3) 回答方法

質問者に対し、上記期日までに電子メールで回答するとともに、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

## 6 企画提案競技の方法

本業務の企画提案競技の手続きについては、次に掲げるとおりとする。

### (1) 企画提案への参加申込

ア 提出書類 企画提案参加申込書（様式第2号）

※ 当要領の3の(2)の業務実績がある場合は、業務実績のわかる資料（任意様式）及び関係資料も併せて提出すること。

イ 提出期限 令和8年7月23日（木）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メール、持参または郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

エ 提出先

下記「11 書類等の提出先」宛てに提出すること。

#### (ア) 電子メールの場合

件名を「あいら和牛認知度向上プロモーション業務に関する参加申込」とすること。

#### (イ) 持参の場合

受付時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除いた平日午前8時30分から午後5時までとする。

オ 参加資格確認結果通知

参加資格通知書により令和8年7月24日（金曜日）までに通知する。

※ 参加資格無しのお知らせを受けた者は、本企画提案に参加することはできない。

### (2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式第3号）

(イ) 別紙「企画提案書の作成要領」に基づき作成した企画提案内容調書（任意様式）

イ 提出期限 令和8年7月30日（木）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メール、持参または郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

## エ 提出先

下記「11 書類等の提出先」宛てに提出すること。

### (ア) 電子メールの場合

件名を「あいら和牛認知度向上プロモーション業務に関する企画提案書」とすること。

### (イ) 持参の場合

受付時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除いた平日午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 選定審査会の実施（プレゼンテーション）

ア 日 程 令和8年7月31日（金）～8月6日（木）の間で実施

イ 場 所 鹿児島県始良伊佐地域振興局 会議室

ウ 方 法

(ア) プレゼンテーションの時間は1提案者当たり30分とし、そのうち提案の時間は20分、質疑応答を10分とする。

(イ) 提案者が希望する場合は、リモート形式を可能とし、Zoom若しくはWebexにて作成したルームに始良・伊佐地域振興局農政普及課を招待するメールを下記「9 書類等の提出先」のE-mailアドレス宛てに送信することとする。

(ウ) プレゼンテーションは、別紙「企画提案書の作成要領」に基づき作成し、事前に提出された企画提案内容調書等を基に、わかりやすく説明すること。

(エ) プロジェクターなどの使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(オ) その他の詳細は選定審査会の日程決定後に連絡する。

## (4) 選定結果の通知

ア 選定結果は、選考終了後、速やかに全ての企画提案書提出者に通知する。

イ 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

## (5) その他

企画提案者が多数となった場合は、予備評価として始良・伊佐地域振興局農政普及課による書類審査によりプレゼンテーションの対象者を選定することがある。

この場合においても、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

## 7 選定基準

本企画提案競技では、提案内容を以下の観点から総合的に評価し選定を行う。

- (1) 方針及びコンセプトの独自性
- (2) ターゲット設定のプロモーション方法の有効性
- (3) 「あいら和牛」の知名度向上及び農家の機運醸成に寄与する内容であるか
- (4) 事業実施スケジュール及び実施体制の実効性
- (5) 経費積算の妥当性
- (6) 次年度以降にも繋がる取組みであるか

## 8 契約の締結

- (1) 「7 選定基準」に基づき選定された企画の提案者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について始良・伊佐地域振興局農政普及課と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

## 9 企画提案の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 費用見積書記載の金額が提案上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく審議に反する行為があった場合

## 10 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費については、提出側の負担とする。
- (3) 本要領に基づき提出された企画提案書は返却しない。また、提出書類は、提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 企画案が選定された後、企画提案者と県との間で、事業実施に向けた協議を行い、契約内容を決定する。また、見積書を徴し、予定価格の範囲内において契約金額を決定する（契約保証金は免除とする）。

## 11 書類等の提出先

〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町 12  
鹿児島県始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課  
担 当：増田（畜産振興係）  
電 話：0995-63-8157  
F A X：0995-63-8216  
E-mail：airaisa-fukyu-chikusin@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

## 企画提案書の作成要領

### 1 企画提案書(様式第3号)(1部)

以下の項目について説明した企画書(様式任意)を添付

| 項目                                       | 内容  |
|--|---|
| (1) 事業実施内容の提案                            | <p>ア 全体の方針、コンセプト及びスケジュール</p> <p>イ 全国和牛能力共進会での受賞歴や来年開催される全国和牛能力共進会に向けた生産者の取組等を紹介するPR動画の制作及びPR画像の撮影</p> <p>(ア) 動画の企画及び構成</p> <p>(イ) 動画の内容</p> <p>(ウ) 動画の撮影方法</p> <p>(エ) PRキャンペーンでの活用方法</p> <p>(オ) 広報の方法</p> <p>ウ 「あいら和牛」を提供する飲食店・販売店やホテル等と連携したPRキャンペーンの実施</p> <p>(ア) PRキャンペーンの概要</p> <p>(イ) ターゲット(地域、年齢層等)</p> <p>(ウ) 実施時期及び周知方法</p> <p>(エ) 店舗等の公募方法及び見込み店舗数</p> <p>(オ) 参加店舗の「あいら和牛」利用を確認する方法</p> <p>(カ) 来店・購入キャンペーン内容</p> <p>(キ) WEBサイトの企画及び構成、内容、運営方法</p> <p>(ク) 次年度以降への効果</p> <p>エ 「あいら和牛」販促資材の制作及び活用</p> <p>(ア) 販促資材の概要</p> <p>(イ) ターゲット(地域、年齢層等)</p> <p>(ウ) 販促資材の内容</p> <p>(エ) 配布・活用方法</p> <p>(オ) 制作スケジュール</p> |
| (2) その他の提案                               | 上記(1)以外に、予算額の範囲内で事業目的の達成に有効と思われる事項があれば追加提案すること。   |
| ※ (1)、(2)を通じて、提案者の強み、独自の創意工夫ポイントを記載すること。 |   |

(3) 業務スケジュール（当該事業全体に係るスケジュール）

(4) 本業務の実施体制

(5) 同種又は類似業務の実績

**2 参考見積書（1部）**

※ 正式な見積書は、選定した応募者に改めて依頼。

**3 企画提案者の企業概要パンフレット等（1部）**

**4 誓約書及び役員等名簿（様式第4号）（1部）**

※ 県の入札参加資格を有している場合は不要。

【様式第1号】

令和8年 月 日

質問書

|       |  |
|-------|--|
| 質問項目  |  |
| 質問内容  |  |
| 団体名   |  |
| 所属・担当 |  |
| 電話番号  |  |
| 電子メール |  |

【様式第2号】

令和8年 月 日

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託に関する企画提案参加申込書

鹿児島県始良・伊佐地域振興局  
局長 川畑 将洋 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託に関する企画提案競技実施要領の内容を了承し、企画提案に参加いたします。

また、当該実施要領の参加資格要件を満たす者であることを誓約します。

【事業担当者】

部署名  
氏名  
電話番号  
FAX番号  
電子メール

【様式第3号】

令和8年 月 日

企画提案書

鹿児島県始良・伊佐地域振興局  
局長 川畑 将洋 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託に関する企画提案について、別添のとおり関係書類を添えて応募します。

【事業担当者】

部署名  
氏名  
電話番号  
FAX番号  
電子メール

(表)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
    - 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
    - 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
    - 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

